

平成29年度第15回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成29年11月6日
 担当部・課：産業部観光課〔内線3535〕

① 件名
あらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 宮城県は第3種渡波漁港区域内に宮城県慶長使節船ミュージアム管理用道路の造成を行うにあたり、公有水面の埋立を行った。</p> <p>【目的】 宮城県慶長使節船ミュージアム管理用道路の造成を目的とした公有水面の埋立てにより生じた土地を確認し、市域に加えるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成22年3月 3日 公有水面埋立の異議がない旨答申することについて議決 3月24日 第3種渡波漁港公有水面埋立許可（当初竣功期限：平成23年9月16日） 平成23年9月 7日 宮城県竣功期間伸長許可（延長後期限：平成25年9月16日） 平成25年9月 9日 宮城県竣功期間伸長許可（延長後期限：平成27年9月16日） 平成27年9月15日 宮城県竣功期間伸長許可（延長後期限：平成29年9月16日） 平成29年9月13日 第3種渡波漁港竣功認可（宮城県慶長使節船ミュージアム管理用道路） 9月27日 宮城県から「新たに生じた土地の確認及び町（字）の区域の設定について」依頼</p>
⑤ 主な内容
<p>公有水面埋立法により開始した第3種渡波漁港区域内における宮城県慶長使節船ミュージアム管理用道路の造成が竣功したことに伴う宮城県の通知に基づき、公有水面埋立てによりあらたに生じた土地を石巻市の区域内に生じた土地として確認する。さらに、石巻市の町（字）の区域に加えようとするもの。</p> <p>【市域編入区域】 新規追加区域：石巻市渡波字祝田藤ヶ崎1番5、同1番3、宇佐須藤ヶ崎1番3、同80番地に隣接する公有水面埋立地1,715.67平方メートル 竣功認可年月日：平成29年9月13日</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源処置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 宮城県慶長使節船ミュージアム管理用道路用地の造成を目的とした公有水面の埋立てが竣功することにより、維持補修用重機の進入及び大型展示物の搬入並びに緊急時の避難路等、多様な運用が可能となるため、地域の観光振興の発展に寄与できる。</p> <p>【市財政への負担】 当該用地は、宮城県慶長使節船ミュージアムの管理用道路として宮城県が所有し管理するため、石巻市は費用負担なし。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施工予定年月日
平成29年12月 市議会第4回定例会にあらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について提案
⑨ その他